

宇治市公式 X 運用ポリシー

(趣旨)

第1条 宇治市（以下、「市」という。）の市政情報を発信するための広報手段である市公式 X アカウント（以下、「当アカウント」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本ポリシーにおいて、次に掲げる用語の意義は次に定めるところによる。

- (1) X 短文テキストでリアルタイム性・拡散性が高い SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)であり、スマートフォンやタブレット端末等で短文、画像、動画、リンクをリアルタイムで投稿・共有できる無料のスマートフォンアプリ及びそれを用いたサービスのことをいう。
- (2) SNS インターネットを利用した情報発信と利用者相互の情報伝達手段をいう。
- (3) アカウント X を利用するためのユーザー登録情報をいう。
- (4) フォロー 特定のアカウントに対して投稿を継続して受信する等の設定をすることをいう。
- (5) ポスト テキストやメディアを投稿することをいう。
- (6) リポスト 利用者が投稿した内容をその他の利用者が共有するために再投稿することをいう。
- (7) ハッシュタグ 投稿された写真や動画を検索するためのツールをいう。
- (8) リプライ X の投稿に対する返信やコメントをいう。
- (9) 「いいね」ボタン X の投稿に対し、同意又は支持の意思を表すための X の機能をいう。
- (10) 運用管理者 公式 X の運営と管理を行う職員をいう。
- (11) 担当者 公式 X の記事の投稿等を行う職員をいう。
- (12) 利用者 X の利用者をいう。
- (13) なりすまし 本来のユーザーに偽装してだますことをいう。

(運用管理者及び担当者)

第3条 当アカウントの適切な運用管理を行うため、運用管理者及び担当者を置く。

- (2) 運用管理者は、秘書広報課長とする。
- (3) 担当者は、秘書広報課広報係の職員、及び運用管理者が特に指名するものをもって充てる。
- (4) 運用管理者は、X に登録したメールアドレス及びパスワードを担当者以外に開示してはならない。

- (5) アカウント名は「宇治市公式」とする。

(運用方法)

第4条 市が当アカウントに投稿する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 市政情報、災害・緊急情報、その他運用管理者が認めるもの。
- (2) 市に関連した投稿を、市の投稿としてリポストするもの。リポストする条件は次のとおりとし、内容については運用管理者が選定し、別途定める方法によるものとする。
 - ・公開アカウントによる投稿であること。
 - ・宇治市に関連する内容を投稿していること。
 - ・その他、運用管理者が特定するもの。

(3) 運用時間

原則として勤務時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分）に情報発信するものとする。なお、この時間帯以外にも必要に応じて情報発信する場合があるものとする。

(4) 情報発信の承認

本アカウントに投稿する際は、原則として運用管理者の事前の承認を受けるものとする。ただし、情報発信の即時性の観点から必要がある場合には、運用管理者への口頭等での報告により即時に投稿することができる。

(X活用の基本原則)

第5条 運用管理者及び担当者は、Xの活用の際し、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1) Xを利用して情報発信する場合には、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、関係法令等及び宇治市ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守することとする。
- (2) 一度インターネット上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解し、発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意すること。
- (3) 発信した情報により、意図せずして他者を傷つけ、又は誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (4) 発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けること。
- (5) 公式Xに対するコメントについては、原則として返信コメントは行わない。ただし、運用管理者が必要と判断した場合は、この限りでない。
- (6) 他のXアカウントへのコメントは行わない。ただし、公的機関又は業務上関係が深いと認めるXアカウントへのコメントについて、運用管理者が必要と認める場合

は、この限りでない。

- (7) 他の X アカウントに対して「いいね！」ボタンを使用しない。ただし、公的機関又は業務上関係が深いと認める X アカウントについて、運用管理者が必要と認める場合は、この限りでない。
- (8) 運用管理者は、当アカウントへのリンク及びアカウント名を市ホームページ上に掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
- (9) 運用管理者は、当アカウントのアカウントになりすましたアカウント又は公式なものと誤解を招くアカウントを発見した場合は、市ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。
- (10) フォローするアカウントは、市の関係団体（指定管理者、外郭団体等）のアカウントに限る。ただし、公的機関又は業務上関係が深いと認める X アカウントについて、運用管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

（不適切なコメントの取扱い）

第 6 条 運用管理者は、当アカウントに寄せられたコメントのうち、法令等に違反するもの若しくは違反するおそれがあるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると思われるもの若しくは発信した情報と関連がないもの、その他担当者が不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることができる。

- (2) 不適切なコメントを投稿した利用者または X 利用規約に反し虚偽の個人情報を提供したり、許可を得ることなく他人のアカウントを使用したりしていると判断した利用者は、アカウントをブロックする場合がある。

（知的財産権）

第 7 条 当アカウントで発信された情報について、市が承認した場合を除き、市に無断で転載等を行うことはできないこととする。私的使用又は引用等著作権法上認められた行為により引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。

- (2) 利用者が投稿したコメント等にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者 に 帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものと し、かつ、市に対して著作権等を行 使しないことに同意したものとす る。
- (3) 市がリポストする場合には、利用者が投稿した画像、動画に関し当該利用者が原著作権者であることを確認し、利用及び改変等の許諾を得たうえで、当アカウント上でのリポストを行うものとする。当該画像・動画にかかる著作権等は、利用者 に 帰属するが、リポストしたことをもって、利用者は市に対し著作人格権を主張せず、行使しないものとする。

(免責事項)

第8条 当アカウントで発信する情報の正確性には万全を期すこととするが、当アカウントで発信された情報を用いて、利用者が行う一切の行為について、市は一切の責任を負うものではないこととする。

- (2) 当アカウントで発信された情報に起因して生じた、利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害について、市は一切責任を負わないものとする。
- (3) 利用者により投稿された当アカウントに対するコメント等について、市は一切責任を負わないものとする。
- (4) その他、当アカウントに関連して生じた、いかなる損害についても市は一切責任を負わないものとする。

(X アカウントの削除)

第9条 運用管理者は、本ポリシーに照らし、重大な利用違反及び不正利用が判明した場合は、当アカウントを予告なく削除することができる。

(個人情報)

第10条 当アカウントでの個人情報の収集・利用・管理について、宇治市個人情報の保護に関する条例及び関連ルールに基づき適切に取り扱うものとする。

(運用ポリシーの変更)

第11条 本運用ポリシーについては、事前に予告なく変更する場合がある。

附則

本運用ポリシーは、令和8年5月1日から施行する。